騒音・振動関係（特定施設・発生施設）の電子申請の手引き

工場・事業場における事業活動に伴って発生する騒音及び振動については、生活環境を保全し、人の健康を保護するため、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」による、種々の規制があります。

このリーフレットは、工場・事業場に関する騒音・振動の届出等の電子申請にあたり手引きとなるよう作成したものです。なお、制度については、別途「騒音・振動関係の届出及び規制の手引き（工場・事業場編）」をご覧ください。

1　電子申請の対象

以下の届出を電子申請の対象とします。

(1)　騒音規制法

○ 特定施設設置届出
○ 特定施設の種類ごとの数変更届出書
○ 騒音の防止の方法変更届出書

(2)　振動規制法

○ 特定施設設置届出
○ 特定施設の種類及び能力ごとの数、使用の方法変更届出書
○ 振動の防止の方法変更届出書

(3)　市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例

○ 騒音・振動発生施設設置届出書
○ 騒音・振動発生施設使用届出書
○ 騒音・振動発生施設の種類ごとの数変更届出書
○ 騒音・振動の防止の方法変更届出書

2　申請フォームの種類

電子申請は、名古屋市電子申請サービスにより提供する申請フォームから行います。

申請フォームは、公害対策課が管轄する市内４つの区域ごとに分かれています。施設の設置場所（区）と申請フォームの名称は以下のとおりです。施設の設置場所（区）により適切な申請フォームを選択してください。

施設の設置場所（区）	フォームの名称
千種・昭和・守山・名東	騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例　特定・発生施設 設置・使用・変更届出（千種区、昭和区、守山区、名東区）
東・北・西・中村・中	騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例　特定・発生施設 設置・使用・変更届出（東区、北区、西区、中村区、中区）
瑞穂・南・緑・天白	騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例　特定・発生施設 設置・使用・変更届出（瑞穂区、南区、緑区、天白区）
熱田・中川・港	騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例　特定・発生施設 設置・使用・変更届出（熱田区、中川区、港区）

同時に2種類以上の届出はできないため、複数の届出を行う場合は、届出書ごとに申請をお願いします。

例：東区で騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設設置届出をする場合

申請フォーム「騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例　特定・発生施設　設置・使用・変更届出（東区、北区、西区、中村区、中区）」で該当する届出対象法令・届出内容を選択し、個別に申請してください。

なお、下記の長期閉庁期間は申請フォームの公開を一時停止しますのでご注意ください。

・年末年始　　12 月 29 日から 1 月 3 日　およびこれに連続する土日祝日

3　申請フォームへのアクセス

電子申請の申請フォームへのアクセスは以下のいずれかの方法により行います。

(1)　名古屋市公式ウェブサイトからアクセスする場合

以下の URL または右の二次元コードからアクセスする市公式ウェブサイトに、申請用フォームに関する注意事項やリンクが掲載されています。このページ内の「○○区用申請フォーム（外部リンク）」からアクセスできます。施設の設置場所（区）ごとに申請フォームが異なるため、適切な申請フォームを選択してください。

https://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/38-4-2-2-0-0-0-0-0-0.html

電子申請による届出について（特定施設・発生施設）

令和7年4月より、工場・事業場に関する騒音・振動の届出を電子申請で受け付けています。

これらの届出については、**施設を設置する場所（区）**によって、申請フォームが異なります。以下の4つのフォームから該当する区のものを選択してください。

法・条例に定められた項目の記入漏れなどにより、**差し戻しとなる場合があります。**差し戻しの場合には再度の申請が必要ですのでご注意ください。

差し戻しとならなかった場合でも、記載内容の確認・修正のため、担当の公害対策課より**メールや電話にて連絡することがあります。**申請時に登録するメールや電話を確認できるようにお願いします。

年末年始の期間は閉庁日が長期間続くため、電子申請フォームを一時的に公開停止としますのでご注意ください。

東・北・西・中村・中区用申請フォーム(外部リンク)

熱田・中川・港区用申請フォーム(外部リンク)

瑞穂・南・緑・天白区用申請フォーム(外部リンク)

千種・昭和・守山・名東区用申請フォーム(外部リンク)

(2)　電子申請サービスのページから検索してアクセスする場合

下記の URL または右の二次元コードから名古屋市電子申請サービスのページにアクセスし、「騒音」もしくは「振動」などと入力して手続きを検索します。

https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya

名古屋市 電子申請サービス
騒音
メニュー
手続きを検索する
騒音
検索結果:
全8件
【騒音・振動関係】騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例 特定・発生施設 設置・使用・変更届出（千種区、昭和区、守山区、名東区）
騒音規制法、振動規制法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例により、市内で著しい騒音・振動を発生する施設を設置する場合には、事前に届出が必要になり...
【騒音・振動関係】騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例 特定・発生施設 設置・使用・変更届出（瑞穂区、南区、緑区、天白区）
騒音規制法、振動規制法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例により、市内で著しい騒音・振動を発生する施設を設置する場合には、事前に届出が必要になり...
【騒音・振動関係】騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例 特定・発生施設 設置・使用・変更届出（熱田区、中川区、港区）
騒音規制法、振動規制法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例により、市内で著しい騒音・振動を発生する施設を設置する場合には、事前に届出が必要になり...
【騒音・振動関係】騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例 特定・発生施設 設置・使用・変更届出（東区、北区、西区、中村区、中区）
騒音規制法、振動規制法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例により、市内で著しい騒音・振動を発生する施設を設置する場合には、事前に届出が必要になり...
タグで絞り込む:
生活・福祉
自然・環境
講座・講演
文化・芸能
健康・スポーツ
子ども・子育て
お出かけ・レジャー
事業者向け
千種区
東区
北区
西区
中村区
中区
昭和区
瑞穂区
熱田区
中川区
港区
南区
守山区
緑区
名東区
天白区
税金
住民票・戸籍
国民健康保険
介護保険

検索結果から適切な手続きを選択し、表示されるページの「申請リンク」の項目からアクセスします。

4　申請の手順

★申請フォームの操作でお困りの場合には、Graffer のウェブサイトの
よくある質問（https://graffer.jp/faq/）を参照してください。

（1）　様式の取得、見取り図等の準備

届出書などの様式を、上記電子申請サービス上のウェブページもしくは市公式ウェブサイト（「3 （1） 名古屋市公式ウェブサイトからアクセスする場合」参照）から取得します。なお、特定（発生）施設の配置図や工場等及びその付近の見取図などの資料には様式がありません。

騒音規制法(特定施設関係)

騒音規制法に基づく、「特定施設設置届出書」、「特定施設使用届出書」、「特定施設の種類ごとの数変更届出書」、「騒音の防止の方法変更届出書」の様式をダウンロードできます。

添付ファイル

- 様式第1_特定施設設置届出書 (DOC形式, 19.50KB)
- 様式第1_特定施設設置届出書 (PDF形式, 53.50KB)
- 様式第2_特定施設使用届出書 (DOC形式, 21.50KB)
- 様式第2_特定施設使用届出書 (PDF形式, 53.90KB)
- 様式第3_特定施設の種類ごとの数変更届出書 (DOC形式, 22.50KB)
- 様式第3_特定施設の種類ごとの数変更届出書 (PDF形式, 50.02KB)
- 様式第4_騒音の防止の方法変更届出書 (DOC形式, 16.50KB)
- 様式第4_騒音の防止の方法変更届出書 (PDF形式, 43.82KB)

PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、Adobe 社のサイトから Adobe Reader をダウンロード（無償）してください。（外部リンク）

振動規制法(特定施設関係)

振動規制法に基づく、「特定施設設置届出書」、「特定施設使用届出書」、「特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書　特定施設の使用の方法変更届出書」、「振動の防止の方法変更届出書」の様式をダウンロードできます。

添付ファイル

- 様式第1_特定施設設置届出書 (DOC形式, 19.50KB)
- 様式第1_特定施設設置届出書 (PDF形式, 55.64KB)
- 様式第2_特定施設使用届出書 (DOC形式, 19.50KB)
- 様式第2_特定施設使用届出書 (PDF形式, 56.09KB)
- 様式第3_特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書　特定施設の使用の方法変更届出書 (DOC形式, 23.00KB)
- 様式第3_特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書　特定施設の使用の方法変更届出書 (PDF形式, 54.26KB)
- 様式第4_振動の防止の方法変更届出書 (DOC形式, 16.50KB)
- 様式第4_振動の防止の方法変更届出書 (PDF形式, 44.38KB)

名古屋市環境保全条例(発生施設関係)

名古屋市環境保全条例に基づく、「騒音・振動発生設置(使用)届出書」、「騒音・振動発生施設の種類ごとの数変更届出書」、「騒音・振動の防止の方法変更届出書」の様式をダウンロードできます。

添付ファイル

- 第8号様式_騒音・振動発生施設設置(使用)届出書 (DOC形式, 34.50KB)
- 第8号様式_騒音・振動発生施設設置(使用)届出書 (PDF形式, 51.01KB)
- 第9号様式_騒音・振動発生施設の種類ごとの数変更届出書 (DOC形式, 32.50KB)
- 第9号様式_騒音・振動発生施設の種類ごとの数変更届出書 (PDF形式, 42.60KB)
- 第10号様式_騒音・振動の防止の方法変更届出書 (DOC形式, 24.00KB)
- 第10号様式_騒音・振動の防止の方法変更届出書 (PDF形式, 40.60KB)

(2)　申請の開始方法

ア　ログインして申請に進む

「アカウントを使用したログイン」か、「メールアドレス認証」の 2 種類いずれかの方法で申請を始めます。アカウントを使用してログインすると申請内容を一時保存したり、過去に申請した内容を確認したりすることができます。

ログインは、「Graffer・Google・LINE・G ビズ ID」のそれぞれのアカウントでログインすることができます。

イ　メールアドレスで認証して申請に進む

アカウントを作成しなくても「メールアドレス認証」により申請することができます。

この場合、一時保存や過去の申請内容の確認などの機能は利用できません。

(3)　申請内容の作成

ア　新規作成

申請フォームの表示に従い入力していきます。その際、以下の内容にご注意ください。

(ｱ)　収受日について

開庁日や開庁時間（8 時 45 分から 17 時 15 分まで）の申請は申請した日の届出となります。一方、閉庁日（土日祝日及び年末年始）や閉庁時間（17 時 15 分から翌 8 時 45 分まで）の申請は、直後の開庁日の届出となります。

設置（変更）届について、設置（変更）工事の着手予定日は、届出日から中 30 日空いている必要があります。中 30 日空かない場合は電子システムによる申請はできませんので、担当区の公害対策課へご相談ください。

使用届について、工場等が届出の対象となった日から 30 日以内に届出をする必要があります。期間を過ぎた場合は電子システムによる申請はできませんので、担当区の公害対策課へご相談ください。

(ｲ)　差し戻しについて

法・条例に定められた項目の記入漏れなどにより、差し戻しとなる場合があります。この場合、届出日は再度申請した日（またはその直後の開庁日）となりますので、ご注意ください。

(ｳ)　申請後の連絡について

差し戻しとならない場合でも、記載内容の確認・修正のため、担当の公害対策課よりメールや電話にて連絡することがあります。申請時に登録されているメールや電話を確認できるようしておいてください。

イ　過去の申請を利用して申請

過去の申請の内容をもとに、再度申請することができます。この際、届出書などの過去に添付したファイル等は削除されます。

(4)　受付通知

申請後に電子申請システムより「スマート申請受付のお知らせ」がメールにて通知されます。この通知には、申請に際しての注意事項、申請日時と申請番号などが記載されています。電子申請では、届出書の写しが発行されませんので、この通知を保管しておいてください。

「名古屋市 【騒音・振動関係】騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例 特定・発生施設 設置・使用・変更届出（瑞穂区、南区、緑区、天白区）」の申請を受付いたしました。以下の注意事項等を確認ください。

■開庁日の申請について
開庁日（土日祝及び年末年始）や開庁時間(17：15 以降翌 8：45 迄)に申請された場合、届出日は、直後の開庁日となります。届出日から着工予定日までは、中 30 日空ける必要がありますのでご注意ください。

■差し戻しについて
法に定められた項目の記入漏れなどにより、差し戻しとなる場合があります。差し戻しの場合には再度の申請が必要ですのでご注意ください。

■修正の連絡について
差し戻しとならない場合でも、記載内容の確認・修正のため、担当の公害対策課よりメールや電話にて連絡することがあります。申請時に登録されているメールや電話を確認できるようにお願いします。
届出された着工予定日までに修正されない場合には、その届出は不受理となります。届出が不受理のまま、設置すると未届出施設となりますので、ご注意ください。

■ 申請の種類
名古屋市 【騒音・振動関係】騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例 特定・発生施設 設置・使用・変更届出（瑞穂区、南区、緑区、天白区）

■ 申請日時
2020-05-25 12:35:52

■申請番号
0000-0000-0000-0000000

■申請内容
申請の詳細は、以下の URL からご確認いただけます。
https://ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/0000000000000000000

■問い合わせ先
南区公害対策課
電話番号:052-823-9422　ファックス番号:052-823-9425
電子メールアドレス:minami-kougai-denshishinsei@minami.city.nagoya.lg.jp

5　申請の取り下げ

誤って申請をしてしまった場合、申請を取り下げることが可能です。ただし、公害対策課にて申請の処理を進めている場合には、取り下げることができませんので、担当する公害対策課へご相談ください。

6　届出・相談・問い合わせ先

市外局番(052)

西区公害対策課 (担当区：東・北・西・中村・中)	西区花の木二丁目18-1 (西区役所5階)	☎ 523－4613 FAX 523－4634 ﾒｰﾙ a5234613@nishi.city.nagoya.lg.jp
港区公害対策課 (担当区：熱田・中川・港)	港区港栄二丁目2-1 (港保健センター3階)	☎ 651－6493 FAX 651－5144 ﾒｰﾙ a6516471-06@minato.city.nagoya.lg.jp
南区公害対策課 (担当区：瑞穂・南・緑・天白)	南区前浜通3-10 (南区役所2階)	☎ 823－9422 FAX 823－9425 ﾒｰﾙ a6142811-07@minami.city.nagoya.lg.jp
名東区公害対策課 (担当区：千種・昭和・守山・名東)	名東区上社二丁目50 (名東区役所1階)	☎ 778－3108 FAX 778－3110 ﾒｰﾙ a7783108@meito.city.nagoya.lg.jp

名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課　☎ 972-2674 FAX 972-4155